

国スポにおける災害時等対応について

2024年3月19日

日本スポーツ協会 国スポ課

I. 競技会の対応

1. 競技会日程の変更について

自然災害、人為災害、特殊災害等の影響により競技日程を変更する（競技会の中止・順延を含む）必要がある場合及びそのおそれのある場合の対応については、以下の方針に基づき取り進めることとする。

(1) 変更を検討する条件

- ① 大雨・強風等により競技施設を競技可能な状態に保てない場合。
- ② 競技運営に必要な人員が集合できない場合。
- ③ 参加都道府県選手団が会場に集合できない場合。
- ④ 会場地市町村が災害対策等で競技会開催に必要な対応ができない場合。
- ⑤ 全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令され安全確保ができない場合。
- ⑥ 大会又は競技会開催に脅威となる事象が発生し安全確保ができない場合
- ⑦ 国内の広範囲に及び災害が発生した場合又は社会的に大きな事件等が発生した場合。

(2) 変更の基本方針

- ① 競技会会期の移動は不可とする（開始日の前倒し及び最終日の順延は不可）。ただし、競技会会期が1日のみの競技・種目については、競技会参加者及び運営への影響を十分確認し、関係者間〔競技会主催者：5者（日本スポーツ協会、文部科学省、開催県、中央競技団体、開催地市町村）〕及び都道府県選手団の合意を得た場合、この限りではない。
（例：「10/1～4 → 9/30～10/3、10/2～10/5」と変更することは不可）
- ② 競技会会期の短縮は可とする（例：4日間→3日間など）。
- ③ 競技会会期中において、関係者間〔競技会主催者：5者（日本スポーツ協会、文部科学省、開催県、中央競技団体、開催地市町村）及び都道府県選手団〕の合意を得た上で競技日程（開始・終了時刻、試合数、実施会場等）を変更することは可とする。
ただし、競技会最終日の終了時刻は、原則として当初の終了予定時刻より遅い時刻には変更しない。

(3) 変更のパターン

- ① 競技開始日・競技開始時刻を遅らせる又は競技開始時刻を前倒しする。
（天候が回復するのを待って競技を実施する場合など。ただし、全試合消化できないまま、競技会を終える場合も発生する。）

- ② 特定の競技種目のみ実施しない。
(実施予定日の競技種目のみ実施しない場合等)
- ③ 全日程を中止する。
(台風接近により競技開始前に競技施設を撤去し、競技期間内に再設営ができない場合等)

(4) 選手団の会場地入りに支障があると想定される場合の対応

原則として、全都道府県選手団が会場入りしてから競技会を開始する。

ただし、会場地入りが遅れる選手団の状況を勘案し、関係者間〔競技会主催者：5者（日本スポーツ協会、文部科学省、開催県、中央競技団体、開催地市町村）及び当該都道府県以外の選手団〕の合意の上、全都道府県選手団が揃っていなくても競技会を開始できるものとする。

(5) 選手団の帰路における移動に支障があると想定される場合の対応

競技を終了した選手団が交通機関の運航（運行）している間に帰路につけるよう、競技の開始・終了時刻を変更する等の対応を行い、可能な限り選手の移動に配慮する。

2. 競技会の全日程を終了できなかった場合の順位・総合成績の取扱い

競技得点については、大会実施要項総則第6項に基づき、「各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。」と定められている。

中央競技団体は、以下の判断基準により、得点案を作成し、事前に県記録本部に報告するとともに、大会総務委員会と協議した上で順位・総合成績を決定する。

(1) ベスト8以上のチームが出揃っている場合

- ① 順位は、競技会終了時点における最高成績の全チームを1位として取り扱う。

〔例：決勝が実施できなかった場合は、決勝に進出した2チームを1位とする〕

ただし、準々決勝・準決勝等の各段階のすべての試合が終了していない場合について、各段階まで進出した全チームを同順位とする。

〔例：準々決勝4試合（準決勝2試合）がすべて終了していない場合、準々決勝進出8チーム（準決勝進出4チーム）は同順位とする。〕

- ② 競技得点については、大会実施要項総則第6項に基づき与える。

(2) ベスト8のチームが出揃っていない場合

- ① 順位は空位とし、確定しない。
- ② 競技得点は与えない。

3. 変更の決定手順

- ① 天候、交通機関の状況等を勘察し、当該中央競技団体及び会場地市町村において協議を行い、対応案を作成する。
- ② 会場地市町村は、①の協議内容を踏まえ、県実行委員会に対応案を報告し、協議を行う。
- ③ 開催県実行委員会は、②の協議内容を大会総務委員会で協議の上、変更を決定する。

4. その他

- (1) 競技会の実施にあたっては、宿舍から競技会場間及び競技会場周辺の交通機関の状況等、大会関係者及び観覧者の安全が十分に確保されていることを確認すること。
- (2) 競技会の開始・終了時刻の変更にあたっては、係員・補助員等の対応についても、十分に配慮すること。
- (3) 競技会終了後、当日中に帰路につけない選手団が出た場合、会場地市町村及び大会合同配宿本部において、宿舍の確保に配慮すること。
- (4) 開催県実行委員会、会場地市町村実行委員会は、国スポホームページ等を活用し、可能な限り変更の結果を公表すること。

Ⅱ. 総合開閉会式における対応

1. 総合開会式

実施態度については、前日開催の主催者連絡会議で仮決定を行い、当日の 6：00 に本決定とする。

2. 総合閉会式

実施態度については、当日の 6：00 に、主催者で協議し、決定とする。

Ⅲ. 役員懇談会における対応

荒天等による役員懇談会の実施可否について判断する場合は、以下のとおりとする。

1. 総合開会式と同日に役員懇談会を開催する場合

当日早朝（6：00）の総合開会式実施態度決定を受け、その決定に準じた取り扱いとする。

- ① 総合開会式が通常対応及び荒天時対応となった場合、役員懇談会は予定どおり

実施する。

荒天時対応の場合は、参加者の安全確保に留意し、送迎バス手配等の運営状況についても開催県と十分に調整を行う。

- ② 総合開会式が中止となった場合は、原則として役員懇談会も中止とし、その決定手順は「3. 役員懇談会中止の場合の決定手順」のとおりとする。

- ③ 役員懇談会参加者に対するアナウンスは、日本スポーツ協会ホームページ上にお知らせを掲載する。
開催県実行委員会に協力を仰ぎ、開催県ホームページ（記録速報等）にも掲載してもらう。

- ④ 総合開会式が通常対応や荒天時対応にて実施されたものの、役員懇談会開始時に更なる荒天が予想され、参加者の安全確保や運営状況に支障があると判断すれば、当日正午までに中止を決定する。その決定手順は「3. 役員懇談会中止の場合の決定手順」のとおりとする。役員懇談会参加者に対するアナウンスは上記に同じ。

2. 総合開会式と別日に役員懇談会を開催する場合

- ① 役員懇談会開始6時間前を目安に実施可否について判断する。
- ② 役員懇談会参加者に対するアナウンスは、日本スポーツ協会ホームページ上にお知らせを掲載する。
開催県実行委員会に協力を仰ぎ、開催県ホームページ（記録速報等）にも掲載してもらう。

3. 役員懇談会中止の場合の決定手順

- ① 国スポ委員長、日本スポーツ協会事務局長、日本スポーツ協会役員懇談会担当部・課長等により、協議、対応案を作成。
- ② 文部科学省、開催県実行委員会、宮内庁に確認の上で決定する。

<根拠規定>

「国民スポーツ大会開催基準要項」

「15 大会開催の可否決定」

大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

「23 総務委員会」

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。